

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1310号)

平成27年8月28日

横情審答申第1310号

平成27年8月28日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成27年1月30日財徴第658号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「法的根拠のない納付書（全期前納用納付書）の送付はいつ頃から実施されているのか。納期限、取扱期限の法的解釈、これからも全期（1～4期）分納付書を封入するのかの質問。」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「法的根拠のない納付書（全期前納用納付書）の送付はいつ頃から実施されているのか。納期限、取扱期限の法的解釈、これからも全期（1～4期）分納付書を封入するののかの質問。」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「法的根拠のない納付書（全期前納用納付書）の送付はいつ頃から実施されているのか。納期限、取扱期限の法的解釈、これからも全期（1～4期）分納付書を封入するののかの質問。」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成26年11月18日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたもので、その理由は次のように要約される。

- (1) 市税及びその賦課徴収については、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)及び横浜市市税条例（昭和25年8月横浜市条例第34号。以下「市税条例」という。）に基づいて、事務を行っている。

実施機関は、法及び市税条例に基づき、納税通知書の交付に係る事務を行っており、納税義務者に対して、納税通知書、第1期から第4期までの納付書及び全期前納用納付書を同封し、送付している。全期前納用納付書は、第1期から第4期までの合計額を記載した納付書であり、納期限は第1期と同じで設定されている。

異議申立人（以下「申立人」という。）が本件異議申立てを行っている固定資産税に係る納期前の納付については、法第365条に規定され、同条第2項において納期前の納付に係る報奨金制度を条例で定めることができる旨が規定されているが、現在、横浜市では市税条例に同種の規定を設けていない。

また、全期前納用納付書が第1期から第4期までの合計額（年税額）となったのは、横浜市で報奨金制度が廃止された平成15年度からで、平成14年度までは年税額

から報奨金額が差し引かれた税額の納付書を、期別の納付書に同封する形で送付している。

(2) 以上の点を踏まえて、本件申立文書について、次のものが対象行政文書と解される。

ア 全期前納用納付書の送付がいつごろから実施されているのか分かる文書

報奨金制度は昭和25年に法により制定された後、同年市税条例に規定され、その後、昭和58年に報奨金の交付対象が変更になったことに伴い、市税条例も改正された。報奨金制度は条例改正の経過で確認できるが、当該文書については、昭和25年又は昭和58年に作成していたとしても既に廃棄済みと考えられ、保存されている文書にも存在しなかった。

また、納税通知書及び納税通知書に添付する納付書は外部業者に作成を委託しており、この作成委託に係る文書を過去にたどっていくことにより、全期前納用納付書の作成時期を調査したが、この文書は5年保存であるため、平成22年度以降に全期前納用納付書を送付している事実についてしか確認できなかった。

イ 全期前納用納付書の納期限及び納付書の取扱期限の法的解釈に関する文書

固定資産税においては、第1期から第4期までの納期について市税条例第50条に規定されているが、全期前納の納期は規定されていない。報奨金の交付対象について、報奨金制度が廃止される平成15年度までの規定では、第1期の納期中に全期前納する場合に限定するとの規定があったが、当該文書については(2)アと同様、作成していたとしても既に文書保存期間を経過し、廃棄済みと考えられ、保存されている文書にも存在しなかった。

ウ 全期前納用納付書の送付を継続するか否かの方針決定に係る文書

報奨金制度が廃止された平成15年度に、市税条例の該当条文は削除されたが、この時点で当該文書を作成していたとしても、既に文書保存期間を経過し、廃棄済みと考えられ、保存されている文書にも存在しなかった。

また、報奨金制度廃止後も、納め忘れ防止や、市民の市税納付手段の確保、利便性を考え、毎年、各期別の納付書に同封して全期前納用納付書を送る扱いとしており、特に見直しを行う予定もないため、送付を継続するか否かの方針決定に係る文書も作成していない。

(3) したがって、本件申立文書は作成しておらず、保有していないため、非開示とした。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件申立文書の全部を開示するよう求める。
- (2) 固定資産税の納税通知書について、他都市では全期前納用納付書が同封されていないため、横浜市が全期前納用納付書を送付する法的根拠を示す文書について、開示を求める。さらに、横浜市が法的根拠のない全期前納用納付書を同封して送付している事実行為について、疑問を感じる。
- (3) 報奨金制度の廃止について、横浜市行政文書管理規則（平成12年3月横浜市規則第25号 以下「行政文書管理規則」という。）では、「条例等の改正及び廃止」は、30年管理としているが、本件行政文書の保存期間は、10年、5年、3年、2年、1年又は1年未満のどの基準に当たるかの教示を求める。
- (4) 平成15年度の報奨金制度の廃止に伴い、それ以降の全期前納用納付書による一括納付での公金口座利子収入の累計額はどのくらいになるのか、公金口座には利子が付くことを理由として横浜市は全期前納用納付書の封入を継続しているのではないか、疑問を感じる。
- (5) 市税収入について、会計室は税の公金収入だけを切り分けて別の資金運用を行っているのではないか。資金運用について質問した際も、財政局と会計室の職員は理解していないと思われる点が多い。横浜市は市民向けに資金運用、利回りについて明らかにする必要があると考える。

5 審査会の判断

- (1) 市税納付書の交付に係る事務について

市税及びその賦課徴収については、法及び市税条例に基づき、事務を行っている。実施機関はこれらに基づき、納税通知書の交付に係る事務を行っており、納税義務者に対して、納税通知書、第1期から第4期までの納付書及び全期前納用納付書を同封し、送付している。

固定資産税に係る納期前の納付については、法第365条を根拠としており、同条第2項において納期前の納付に係る報奨金制度を条例で定めることができる旨が規定されているが、現在、横浜市では市税条例に同種の規定を設けていない。

また、全期前納用納付書が第1期から第4期までの合計額（年税額）となったのは、平成15年度からで、平成14年度までは年税額から報奨金額が差し引かれた納付

書を期別の納付書に同封して送付している。

(2) 本件申立文書について

開示請求書には、「法的根拠のない納付書（全期前納納付書）の送付はいつ頃から実施されているのか。納期限、取扱期限の法的解釈」と記載されており、「これからも全期（1～4期）分納付書を封入するののかの質問。」と記載されている。

これらの内容から、本件申立文書は、市税徴収事務についての全期前納用納付書の送付開始時期に係る文書、全期前納用納付書の納期限及び納付書の取扱期限の法的解釈に係る文書並びに全期前納用納付書送付に係る方針決定文書であると解される。

(3) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、本件申立文書は作成しておらず、保有していないと説明しているため、当審査会では、平成27年6月26日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 全期前納用納付書の送付開始時期に係る文書について、市税条例の制定時点、市税条例の改正時点及び報奨金制度の廃止時点において作成した文書の保存状況について確認したが、該当する文書は存在しなかった。

また、納税通知書及び納付書の作成委託に係る文書に添付されている納付書の仕様を調査したが、文書保存期間中の平成22年度以降に全期前納用納付書を送付している事実のみを確認できた。

(イ) 全期前納用納付書の納期限及び納付書の取扱期限の法的解釈に係る文書について、市税条例の制定時点、市税条例の改正時点及び報奨金制度の廃止時点において作成した文書の保存状況について確認したが、該当する文書は存在しなかった。

また、納税通知書及び納付書の作成委託に係る文書に添付されている納付書の仕様を調査し、文書保存期間中の平成22年度以降の作成文書を確認したが当該文書中に納期限及び取扱期限の法的解釈に係る記載は確認できなかった。

(ウ) 全期前納用納付書の送付を継続するか否かの方針決定に係る文書について、市税条例の制定時点、市税条例の改正時点及び報奨金制度の廃止時点で作成した文書の保存状況について確認したが、該当する文書は存在しなかった。仮に、報奨金廃止時点で作成していたとしても、文書保存期間を経過し廃棄済みと考えられる。

また、報奨金制度の廃止と併せて、交付対象に係る市税条例が改正されたが、市税条例改正の文書にも、全期前納用納付書の送付を継続するか否かの方針決定の内容は記載されていない。それに加えて、保存文書について確認を行ったが、全期前納用納付書の送付継続に係る方針のために個別に作成した文書も存在していない。

実施機関では、納め忘れ防止や市民の納付手段の確保、利便性を考え、毎年、全期前納用納付書を、納税通知書及び第1期から第4期までの納付書に同封して送付する扱いとしており、今後、特に見直しを行う予定もない。

イ さらに、納付書の様式を定めた文書及び納税通知書の様式仕様決定に関する文書について実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

(ア) 行政文書管理規則第10条第4項に基づき制定された行政文書分類表において、納付書の様式を定めた市税条例施行規則改正の文書についての保存年限は平成16年度までは永年、平成17年度からは30年である。

保存されている市税条例施行規則改正についての起案文書には様式の変更についてのみが記載がされており、申立人の求める全期前納用納付書の送付開始時期に係る記載、全期前納用納付書の納期限及び納付書の取扱期限の法的解釈に係る記載並びに全期前納用納付書送付に係る方針決定についての記載は存在しない。

(イ) また、行政文書分類表において固定資産税納税通知書の様式仕様決定に関する文書は固定資産税企画指導関係書類（土地・家屋）に該当し、保存期間は5年である。

当該様式仕様決定に関する文書については、保存期間経過後の文書は廃棄済みであり、5年を経過していない保存期間中の文書にも、申立人の求める全期前納用納付書の送付開始時期に係る記載、全期前納用納付書の納期限及び納付書の取扱期限の法的解釈に係る記載並びに全期前納用納付書送付に係る方針決定についての記載は存在しない。

ウ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

本件申立文書に係る、全期前納用納付書の送付開始時期に係る文書、全期前納用納付書の納期限及び納付書の取扱期限の法的解釈に係る文書並びに全期前納用納付書送付に係る方針決定文書について、昭和25年の市税条例制定時又は昭和58年の市税条例改正時に作成したとしてもすでに廃棄済みと考えられ、保存されて

いる文書にも存在しなかったという実施機関からの説明は不自然ではない。

さらに、納付書の様式を定めた文書及び納税通知書の様式仕様決定に関する文書について確認を行った際に説明のあったそれぞれの文書の作成目的を踏まえて考えると、これらの文書中に申立人の求める記載は存在していないとの実施機関からの説明は不自然ではない。

エ その他、申立人は縷々主張するが、いずれも当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(4) 結論

以上のおり、実施機関が本件申立文書は存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 三輪律江

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成27年1月30日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成27年2月26日 (第264回第一部会) 平成27年3月2日 (第266回第二部会) 平成27年3月5日 (第182回第三部会)	・諮問の報告
平成27年5月8日 (第270回第二部会)	・審議
平成27年5月22日 (第271回第二部会)	・審議
平成27年6月12日 (第272回第二部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成27年6月26日 (第273回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成27年7月10日 (第274回第二部会)	・審議
平成27年7月24日 (第275回第二部会)	・審議